「居宅訪問介護サービス」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して障害者自立支援法に基づく居宅訪問介護を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

１．事業者 2
２．事業所の概要..... 2
３．事業実施地域..... 2
４．営業時間 2
５．職員の体制 3
６．当事業所が提供するサービスと利用料金..... 3
７．サービスの利用に関する留意事項**エラー! ブックマークが定義されていません。**
８、サービス実施時の留意事項..... **エラー! ブックマークが定義されていません。**
９．損害賠償保険への加入..... **エラー! ブックマークが定義されていません。**
10. 利用者等から受領する費用の額等.....9
11、衛生管理等.....9
12、虐待防止に関する事項.....9
13、個人情報の保護.....10
14、緊急時等における対応方法.....10
15、事業継続計画の策定等.....10
16、苦情等の受付について.....11
17、身体拘束.....11
18、カスタマーハラスメントについて.....11

社会福祉法人古殿町社会福祉協議会
古殿町支援事業所
当事業所は福島県の指定を受けています。
（福島県指定第 0713040012 号）

１．事業者

名　称	社会福祉法人　古殿町社会福祉協議会
所在地	福島県石川郡古殿町大字松川字横川 99 番地 1
電話番号	0247－53―4394
代表者氏名	会長　岡　部　光　徳
設立年月	昭和 58 年 3 月 24 日

２．事業所の概要

事業所の種類	居宅訪問介護事業所
事業の目的	利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活が営むことができるよう支援する。
事業所の名称	古殿町支援事業所
事業所の所在地	福島県石川郡古殿町大字松川字横川 99 番地 1
電話番号	0247－53－4394
管理者氏名	（管理者）渡邉　家伸（兼任）
事業所の運営方針について	利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。
開設年月	平成 15 年 4 月 1 日
事業所が行っている他の業務	訪問介護　平成 12 年　4 月 1 日指定福島県第 0773000179 号 介護予防訪問介護　平成 18 年　4 月 1 日指定福島県第 0773000179 号 居宅介護　平成 18 年 10 月 1 日指定福島県第 0713040012 号 重度訪問介護　平成 18 年 10 月 1 日指定福島県第 0713040012 号

３．事業実施地域

福島県石川郡古殿町

４．営業時間

営業日	日から土曜日まで（12 月 30 日から 1 月 4 日まで除く
営業時間	午前８時 30 分～午後５時 30 分
サービス提供時間	午前 6 時～午後 10 時（早朝 6 時～8 時・夜間 18 時～22 時）

５．職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	常 勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職 務 の 内 容
１．事業所長（管理者）	1		0.2	１名	総括
２．サービス提供責任者	1		0.2	１名	計画・調整・契約
３．居宅介護従事者（ホームヘルパー）	2	7	4.0	常勤換算で2.5名以上	訪問サービス
(1)介護福祉士	2	4	3.7		
(2)訪問介護養成研修１級（ヘルパー1級）課程修了者					
(3)訪問介護養成研修 2 級（ヘルパー2級）課程修了者		3	0.3		

当事業所では、身体・知的障がい者（18 歳未満を除く）、障がい児（18 歳未満の身体障がい者及び知的障がい者）、精神障がい者（18 歳未満を含む）利用者を対象として指定重度訪問介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

６．当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）「訪問介護計画」とサービス内容（契約書第３条・第４条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から居宅訪問介護計画を定めて、サービスを提供します。「居宅訪問介護計画」は、町が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅訪問介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。**<サービス区分及びサービス内容>**

居宅訪問介護

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

〇入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
〇排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
〇食事介助…食事の介助を行います。
〇衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
〇その他必要な身体介護を行います。
※ 医療行為はいたしません。

② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。

〇調理…利用者の食事の用意を行います。
〇洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
〇掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
〇買い物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
〇その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）
※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

（２）利用者負担額（契約書第５条参照）

サービスの利用に対しては、通常９割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の１割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。６頁に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

※初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

※緊急時訪問介護加算

利用者が家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が相談支援専門員等と連携を図り、相談支援専門員等が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が重度訪問介護サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。

※障害程度区分６に該当する者の加算

利用者が障害程度区分の６に該当する場合。

障害支援区分 6 の場合は 100 分の 8.5 に相当する単位数を所定単位数に加算します。

※特定事業所加算（Ⅱ）

当事業所が以下の算定要件に該当する場合。

① すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。

② 利用者に関する情報、サービス提供の留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術導を目的とした会議を定期的に開催すること。

③ サービス提供責任者が、訪問介護員等に関する情報やサービス提供の留意事項を文書等の確実な方法で伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受けていること。

④ 全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施していること。

⑤ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

⑥ 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が 30%以上、又は介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・１級訪問介護員が 50%以上であること。

⑦ すべてのサービス提供責任者が３年以上の実務経験を有する介護福祉士又は５年以上の実務経験を有する介護職員基礎課程修了者・1 級訪問介護員であること。

ただし、居宅サービス基準上、１人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2 人以上のサービス提供責任者が常勤であること。

＜２人のホームヘルパーにより訪問を行った場合＞

１人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと２人のヘルパーでサービスを提供した場合は、２倍の利用者負担額をいただきます。

＜利用者負担額の上限等について＞

介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。
利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

＜償還払い＞

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。
「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。

（３）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第５条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。

実施地域と超える路程１㎞につき 25 円の交通費をいただきます。（サービス利用料とともに１ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

＜サービス利用料金＞

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。

身体サービス		生活サービス	
サービスに要する時間	基本料金	サービスに要する時間	基本料金
30 分未満	2,560 円	30 分未満	1,090 円
1 時間未満	4,040 円	45 分未満	1,530 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	45 分以上 1 時間未満	1,970 円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,390 円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2,750 円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	1 時間 30 分以上	3,110 円に 15 分を 増すごとに+350 円

3 時間以上	9,210 円に 30 分を 増すごとに＋830 円		

加　　算	料　　金
初回加算（１回）	2,000 円
緊急時対応加算（1 回）	1,000 円
特定事業所加算（Ⅱ）	基本料金の 10%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	基本料金の 24.5%

（４）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第５条参照）

前記（2)、及び（3）の①の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、利用月の翌月２５日に口座振替の方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額となります。）

ア．金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：大東銀行古殿支店、須賀川信用金庫古殿支店
夢みなみ農業協同組合古殿支店　　郵便局

（５）利用の中止、変更、追加（契約書第６条参照）

① 利用予定日の前に、利用者の都合により、重度訪問介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日 17 時 00 分までに事業者に申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合の取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　　料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

③ 町が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

（６）実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額(交通費等)を変更する場合は､原則としてその 2 か月前までにご説明します。